

埼 警 協 発 第 4 8 号

令和7年5月30日

会 員 各 位

一般社団法人埼玉県警備業協会

会 長 炭 谷 勝

特別講習における熱中症防止対策について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、見出しの件につきまして、令和7年4月15日に労働安全衛生規則が一部改正され、令和7年6月1日から「職場における熱中症予防対策の措置」が義務付けられることから、夏場（6月から9月の間）に実施する特別講習及び事前講習では、下記のとおり熱中症防止対策を徹底しますので、関係者への周知をお願いいたします。また、不測の事態が発生した場合には、各事業所と協会が迅速に連携をとることが重要であると考えられますので、受講者には会場で別紙の「情報共有シート」に記入をしていただき、緊急時の連絡と対処について万全な体制で特別講習を開催したいと思います。

つきましては、熱中症防止対策に関する受講者への指導と、緊急時の対応方法を事業所内で確立していただきますようお願い申し上げます。

記

1 体制整備について

(1) 緊急連絡先の共有

会場で受講者本人に別紙の「情報共有シート」を記入していただきます。受講者に熱中症の症状があった、又は体調不良の申告があった場合は、協会から「情報共有シート」に記載された緊急連絡先へ電話をしますので、事前に対応可能な連絡先について受講者と共有するなど、連絡体制の整備をお願いします。

(2) 講習を辞退した場合

症状によっては講習を辞退していただくこともあります。その際は、別紙の「情報共有シート」に記載された緊急連絡先に協会から電話をしますので、速やかに協会へ来所していただくなどの対応ができるような体制の整備をお願いします。

(3) 救急搬送時の対応

症状によっては救急隊の要請又は近くの病院へ搬送する場合があります。その際は、原則、協会の職員が付き添いますが、速やかに事業所で対応を引き継ぐなどの体制の整備をお願いします。

2 環境整備について

(1) 講習中における水分補給及び休憩

学科講義及び実技訓練中であっても、周囲の方に迷惑の掛からないように水分補給をすることは可能です。実技訓練では 30 分に 1 回は必ず水分補給を行い、60 分ごとに 10 分間の休憩時間を確保します。

なお、休憩はエアコンの効いた室内（屋外の場合はエアコンの効いた待機車両）を利用するよう受講者に案内を行います。

(2) 熱中症対策用品の準備

水分、塩飴（塩分タブレット）を協会で準備しますが、不安な方は各自で準備するよう、事業所からの指導をお願いします。

(3) 体調管理の把握

別紙の「情報共有シート」を活用し、協会は受講者の体調管理の把握を行いますが、事業所においても可能な限り受講当日の体調管理を行い、不安な点がありましたら無理な受講をしないよう指導をお願いします。

(4) 受講時の服装

夏場（6 月から 9 月の間）の特別講習受講に関しては、各社指定の制服以外での受講を認めますので、事業所から服装に関する配慮と指導をお願いします。（例：速乾性の高いポロシャツや T シャツの使用可）

3 講師等について

特別講習等に参加する講師及び補助員に対しても上記 1、2 の対応とします。

以上

1 所属する警備会社の名称及び電話番号

会 社 名	電 話 番 号

※電話番号は、所属会社、管制等の連絡先を間違えずに記入してください。

2 熱中症対策体調チェック

- (1) 過去に熱中症の既往歴 ある ・ ない
 (いつ頃?)
- (2) 高血圧などの慢性疾患 ある ・ ない
- (3) 体調チェック（該当する箇所に✓をする）

確 認 項 目	/	/	/	/	/
寝不足である					
二日酔いである					
朝食を食べなかった					
めまい、立ちくらみがする					
手足や体の一部がつる					
頭がズキンズキンと痛い					
吐き気がする					
体がだるい					

※ ✓内容によっては、受講可否について所属企業へ連絡することがあります。

本シートは、協会事務職員が適切に管理し、特別講習が終了した7日後に処分いたします。

一般社団法人 埼玉県警備業協会
電話 (049) 230-1128 担当：内田